

申請期限は、 令和4年9月30日（金）まで

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）

支給対象となる世帯 （①～③のいずれかにあてはまる世帯）

- ①令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
対象：世帯全員の令和3年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯
- ②令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
対象：世帯全員の令和4年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯
- ③令和4年1月以降の収入が減少し「**住民税非課税相当**」の収入となった世帯(家計急変世帯)

※上記①と②と③を重複して受給することはできません。1世帯1回限り（10万円）の受給となります。また、①の対象者（未申請等を含む。）は、②の対象者となりません。

※上記①と②の対象と思われる世帯の世帯主宛に、市から確認書又は申請書を送付しています。

※給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

※確認書又は申請書が届いていない方は、コールセンターまでご連絡をお願いいたします。

お問合せ先 小金井市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当

【コールセンター】 TEL：042-316-7345

FAX：042-316-7346（聴覚障がいのある方など）

【相談・受付窓口】 小金井市前原暫定集会施設1階

小金井市前原町3-33-27

【受付時間】 ○相談・受付窓口は、平日午前9時から午後5時まで

○コールセンターは、毎日午前9時から午後5時まで